



# 金 沢 市 公 報

号外第 11 号

平成25年(2013年)6月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
告 示	
金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について (建築指導課)	1

## 告 示

### ●金沢市告示第178号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱(平成16年告示第61号)の一部を次のように改正する。

平成25年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

附則に次の1項を加える。

- 3 平成25年6月24日から平成26年3月31日までの間において木造既存建築物又は非木造既存建築物の耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付の申請を行い、当該申請に係る補助金の交付の決定を受け、かつ、当該耐震改修工事に着手する者に係る別表の規定の適用については、同表木造既存建築物の項中

耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,500,000円を超えないものとする。
--

耐震改修工事に要する費用の4分の3に相当する額に300,000円を加えた額以内の額とし、その額は、1,800,000円又は耐震改修工事に要する費用の額のいずれか低い額を超えないものとする。
--

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,300,000円(共同住宅、長屋又は寄宿舎(以下「共同住宅等」という。)の場合にあっては、600,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額)を超えないものとする。
--

とあるのは

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額に300,000円(共同住宅、長屋又は寄宿舎(以下「共同住宅等」という。)の場合にあっては、300,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額)を加えた額以内の額とし、その額は、1,600,000円(共同住宅等の場合にあっては、900,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額)又は耐震改修工事に要する費用の額のいずれか低い額を超えないものとする。
--

と、

同表非木造既存建築物の項中

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,700,000円を超えないものとする。

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、次に掲げる額のいずれか低い額を超えないものとする。

- (1) 1,000,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額
- (2) 100,000,000円

とあるのは

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額に300,000円を加えた額以内の額とし、その額は、2,000,000円又は耐震改修工事に要する費用の額のいずれか低い額を超えないものとする。

耐震改修工事に要する費用の3分の2に相当する額に300,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額を加えた額以内の額とし、その額は、次に掲げる額のいずれか低い額を超えないものとする。

- (1) 1,300,000円に当該共同住宅等について市長が別に定める基準により算定した住戸の数を乗じて得た額
- (2) 100,000,000円
- (3) 耐震改修工事に要する費用

と

する。